

午後 1 時10分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第11号平成25年度朝倉市健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第12号朝倉市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第13号平成25年度朝倉市水道事業会計予算の繰越使用の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第14号平成25年度甘木鉄道株式会社の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。6 番中島秀樹議員。

○6 番（中島秀樹君） 3 ページなんですけれども、輸送人員実績で、平成25年は約、通勤のほう、8,000人ほど人数がふえてるんですけども、消費税の駆け込み等が書いてありますが、非常にふえておりますのはなぜかなと思ひまして、理由を教えてくださいと思います。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（森田和枝君） この人数に関しては消費税前の駆け込み定期券の購入で人数がふえております。通勤のほうの人員です。

○議長（手嶋源五君） 6 番中島秀樹議員。

○6 番（中島秀樹君） 通勤ということは定期の分ということなんですけど、8,000人です、これ何かカウントの仕方が、定期を1枚買ったなら、例えばそれが何ですかね、12カ月あるから、12人で数えるとか、そういった分で8,000人もふえるんでしょうか、もう1度、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（森田和枝君） 定期になりますと、計算の方法が違ひまして、1カ月でもし、30日あります、その30日の計算が1回カウントが2回というカウントになりますの

で、使ったとしても使わなくても、その倍になっている計算方法になります。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第15号平成26年度甘木鉄道株式会社の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。9 番田中保光議員。

○9 番（田中保光君） さっきも決算のほうで質疑があったわけですが、前年度の最終的なときでも赤字が出ております。それからその前の年は黒字であったものが、今回は4,517万円、ことし、今度の26年度の計画でも、この約440万円程度の赤字になっておりますが、やはりここで一番肝心なのは黒字決算になっていくということが一番肝心であろうと思いますけれども、ずっと見てみますと、経常利益のところがずっと赤字で来ておるわけですね。やっぱり基本的にはこの経常利益のところやっぱり黒字に近くなっていかないと、この甘鉄の運営というのは非常に今後も厳しさが一層増してくるんじゃないかなという気がするわけです。

そういうことから考えますと、やはりこの辺については朝倉市にとりましても、福岡都市圏との大量輸送機関としては、この甘鉄が働きます役割というのは大きいものがあるだろうと。決してこれを絶やしてはならないという気がしてくるわけですが、そのためにはやっぱり沿線の行政、あるいはこの朝倉市含めて、特に支援をしながら、この経常利益の黒字になるような、いわゆるお客さんのふえるような、利用者がふえるような対応策をやっぱりとっていくべきであろうというふうに思うわけですが、そういう行政としての対応策の考え方、そこあたり、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（森田和枝君） 赤字というのはもう数字の中で出ております。やはり現在、将来的に少子化、それと沿線の人口の減少によるものと思います。ほとんどの修繕代、レール代、うちのほうとしては補助金等と一緒に絡ませながらしてるんですけども、やはりレールの交換に関して、今、大変高額な金額がかかっているということでマイナスになっておるのが現状です。

やっぱり私たちのほうも黒字にするためにはどうしたらいいかということを、やはり協議会のほうとか、甘木鉄道を守ろう会とかって、一生懸命、キャンペーンとか、そういうのをしております。それと沿線の市町村、やはり同じところの沿線の市町村に対しても、そういう協議をしていっているところですが、現状は、今、ちょっとマイナスのほうになってるということです。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 9 番田中保光議員。

○9番（田中保光君） やっぱりこれから見ますと、普通の道路と違って、この鉄道というのはいわゆる軌道敷きの整備、これはもう重要なことであって、一番安全性を確保する上では必要だろう。このことはずっとこの鉄道がある限り、これは続くわけですね。そうしますと、その整備が必要である。

やっぱり言われますように確かに少子化傾向がありますし、そのことにおいて通学定期も減っております。そういうことから考えますと、今、さっき言いますように、何らかの形で利用客をふやしていかないと、ここの収益は上がっていかない、甘鉄は潰れていくというような形になるわけですから、その辺が大事であろうというふうに私は思ってるわけです。

それと最近の円安から、こちらの燃料費の高騰、これも当然大きな影響があるわけですから、やはりこの整備費については、国県あたりの補助金等の確保、これにもやっぱり十分、やっぱり行政としてもやっぱり働きかけをしながら確保していかないと、こういう地方都市のローカル線ですから、非常に厳しさがあるのかなというふうに思います。

朝倉市が将来浮揚していくためにも、この甘木鉄道を絶やしてはならないと、私はさっき言いましたように思ってるわけでありまして、何とかして黒字に近くなっていく、そういう対策をひとつ市としても精いっぱい努力をいただいて、この甘鉄がずっと存続できますように御尽力いただきますことをお願いをして、答弁は要りませんけれども、私の質疑とさせていただきます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 今の質問に関連ですけれども、普通、公共施設の耐震とか、今、いろいろされておりますけれども、まずは駅舎の耐震とか、そういったことは必要なのかどうなのかをちょっと教えていただきたい。

それともう1点が、もう駅舎も非常に老朽化が目立って、ある意味、何か見かけが悪いというふうな話もちろほら聞こえてくるような状況ですし、今、公共交通の市街地循環バスとか、そういうバスでいろいろ循環もしてますけれども、乗り合い環境、交通結節点としてのバスの乗り継ぎ環境とか、そういった面についても非常に改修の必要もあるんじゃないかというふうに思いますけれども、そこら辺、あわせてお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（森田和枝君） 耐震につきましては、法的な義務はないということを認しております。しかし、危険性を伴うところに対しては修理をしてくれということで、今、小郡駅の高架橋、大板井駅の駅舎、こちらのほうに対しては耐震化を対応しております。

それともう1つ、基山口可動橋につきましては、今後耐震をしたほうがいいじゃないかなということで、今後、うちのほうの甘鉄のほうで考えさせていただきたいと思っております。

先ほどのバスの乗り継ぎの結節点なんですが、それはうちのほうも市としましては考えておるところです。ただ、今後ある補助金の計画とか、そういう分の中で私たちのほうも一緒にいろんな計画の中で、自分たちと同じじゃなくて、考えがあるところと一緒に係、課、担当と一緒にやって計画をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） せっかくの機会ですから市長にお尋ねしますが、甘木鉄道の駅の周辺といいますか、今の環境、今のバスの乗り継ぎの件もあわせて、観光客をもっと入り込み客数をふやすとか、そういった面でもやっぱり駅をそれらしい観光客のやっぱり入り込み客数をふやすためにも、環境を整える必要は私はあると思いますけども、その点について市長はどうお考えですかね。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 駅舎の話ということでいいんですか。いろいろ考え方があると思います。確かに新しく、きれいにびかびかしたほうがいいという人もあろうし、昔の形が残ったほうがより趣があっていいんだと、むしろ今のあり方というのは、どちらかというと後で申し上げたほうの考え方のほうが多いんじゃないかなというふうに思います。

ただ、だからといって何もしないというわけじゃなくて、やはり今の形がもう何十年ですかね、僕、わかりませんが、あの形を生かしながら安全性ですとか、利便性ですとか、そういったものに気を遣って、配っていくということが大事であろうかなというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第53号議案平成25年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第54号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案平成25年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第59号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第60号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第61号議案平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第62号議案平成25年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第63号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第64号議案平成25年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議

題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第65号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 17ページの農林水産業費についてお尋ねをさせていただきます。

補正額として351万円の経費が上げられておりますが、その中に農地集積事務経費が計上されておるといことでございます。これにつきましては、今、国が示しております農地の集積をしていくということで、中間管理機構で進めようという考え方の部分であろうというふうに思うわけですが、これを取り組んでいった場合に、朝倉市としての影響、言うならば特にこれに多く申し出があるのは、今のところは中山間地地域あたりが多いのではないかなというのが1点あります。

それからもう1つは、今、平地の部分におきましても、いろいろ農業経営がされておるわけですが、やはり今、中核的な農業されておる方も大方見ますと、手いっぱい、今、農地を集積しながら農業経営をされておるとい実態であります。これにつきましては、利用権設定もなされながら現在進められておるわけですが、そういったこの集積をしていくということは、1つの農業の活力をつけていくという意味では大きな意味であろうと思いますけれども、これが朝倉市にどのように活用され、影響が出てくるのか、あるいは今、されております利用権設定とのかかわりがどういう形になってくるのか、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） 先ほどの質問の中にありました農地中間管理機構、これは平成26年度から国の補助事業でできたものでございます。それで各都道府県に1つずつ農地中間管理機構というのができて、それぞれの補助金で対応するような形になります。

朝倉市といたしましては、先ほど言われた中山間が多いんではないかということでございましたけれども、農地中間管理機構も借り手があつてのこととございますんで、2年間の借り手がなかった場合は、またもとに戻すよちゅう形でございますんで、言い方はちょっと悪いかもわかりませんが、中山間地域、ちょっと場所的に不利益ちますか、条件が悪いとこにつきましては、借り手のほうがなかなか見つからないので、中間管理機構もなかなか借りないちいいいますか、借りないのだろうと推測をしているところでございます。

それで、平場につきましては、今、ありますように円滑化団体とか、利用権設定あります。円滑化団体におきましては、御存じだと思いますけれども、全然実績ちゅうのはありません。これは農協がやってる部分でございますけど。中間管理機構につきましても、今現在、もう貸し借りは関係は続いておりますし、そして中間管理機構が借りて、担い手に

貸すような形になりますけども、ある程度の集積、今のようにばらばらじゃなくて、集積をするというのが目的の1つでございますので、現状は平場であってもなかなか借り手がないのかなち、感じ的にはしております。

現実に6月の広報にも載せておりました。8月にも説明会に回りました。説明会に回りましたけれども、農業者の方が来られたのがもうばらばらでございました。実態としてはそういうのでございますので、果たして朝倉市に、朝倉市だけに限らず、本当にこの事業が成り立っていくとかなという、私的には思っているところでございます。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） ただいま農業振興課長のほうが説明を申し上げましたけれども、改めてちょっと補足をさせていただきたいと思います。

この制度、中間農地管理機構が行います中間農地の関係は、現在、朝倉市が行っております利用権設定による農地集積と、先ほど課長が申し上げました円滑化団体による利用集積と、この事業ということになります。これは国のほうがT P P問題とか、こういうものがありまして、農地利用集積による規模拡大による農家の経営安定、経営強化ということから始まったものでございます。

議員御指摘の中山間地域が残るのではないかと、まさしく私どもも同様の認識で非常に懸念をしておるところでございます。先般来、市長も朝倉農林事務所長を呼びまして、非常に制度の矛盾点を突き、国のほうに申し上げるような話もしたところでございますけれども、2年間お預かりしても、まず借り手はないというふうに考えるところでございます。

ただ、ではなぜ今回、この事業採択して、今回、補正予算に計上申し上げましたかという、要は1つは、平地の部分で、現在、旧朝倉町の地域、旧朝倉地域では30団体ぐらいがまだ集落営農という形をとっております。これはそれぞれの区単位のようなものでございます。旧甘木市のほうは8つでございましたですね、大字単位というか、校区単位でなされております。法人化をすると、利用集積にかかわらず、まず今回、補正予算に計上させていただいております80万円、1団体40万円ですね、こういう法人化を行うことによって一団体40万円の補助金が来ることになります。

あわせて、先ほど利用権設定をすると、利用権を設定したものがそのまま続くと、中間管理機構による今回の利用集積補助金は出ませんけれども、法人化をしますと、法人との契約であれば、これが国がどうしても進めたいという方針だと思いますけれども、出るようになっております。特に朝倉市の農業は今後5年後には一応減反も終了して、生産調整も終わるというような見込みの中で、米価がことしも相対取引ではございますけれども2,000円ぐらい下がっております。非常に米どころで米の価格が下がるということは耕作放棄地につながりかねないという懸念がございます。

また、高齢化も進んでおりますし、朝倉地域の認定農業者の会の方たちと市長も交えて

2年ほど前に懇談会を行ったことがございます。認定農業者の方々にさえ、5年後、10年後の将来は米、水田、一番手のかからないものと言うと語弊がありますがけれども、実際に労働力が少なくて済む作物でさえ回らなくなるかもしれないという懸念を持っておられました。

そうなりますと、認定農業者への利用集積も非常に大きいかと思いますが、集落営農の組織を法人化しまして、若いオペレーターとして雇用するような雇用型農業にも変更がきくのではないかと、そういう観点から今回上げたものでございまして、制度の影響がいい面と悪い面が大きく振れるといいますか、いいほうには物すごくいい、悪いほうには物すごく悪くなるという影響力の強い事業でございますので、市としても十分考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第66号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第67号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第68号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第69号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） この69号、70号、71号議案に関連することですが、ここに特定配偶者と書いてございます。この場合の特定配偶者は多分、外国の人であろうと思っております。このことに関して朝倉市の実態がどうであるのか、それからこれを周知徹底するためにどのような努力がされてるかをお聞きいたします。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（草場千里君） 特定配偶者とは、特定中国残留邦人等、永住帰国した60歳以上の中国残留邦人などであって、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者が永

住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者とするということになっております。

○議長（手嶋源五君） あれは、広報、周知の方法は、課長。保険年金課長。

○保険年金課長（草場千里君） 失礼しました。市報またはホームページ等で周知をしたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 配偶者ですので、多分、私は外国の人であろうと思っています。中国残留帰国者が一緒にここに永住を決めた配偶者ですので、御説明いただいたように、多分、中国の方かロシアの方だろうと思っていますが、それに対する、いわゆる言葉を、もう既に市報を読んだり、ホームページをごらんになってわかられる方もあるかもしれませんが、なかなか困難であろうということも予想されます。特に配偶者が亡くなった後の特定配偶者、日本人になった人の配偶者であるので、だからそれに対する周知がどうなのかということをお聞きいたしております。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（草場千里君） 残留邦人の配偶者の方々の分につきまして、今、手持ちで調べてる分がございません。それでわかる範囲で調べて周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） ぜひそのようにお願いしたいのですが、ホームページで調べますとパンフレットが準備してあるという省庁からの報告があっています。私はたとえここに実態がなくても、どこからおいでになってもいいように、全市町村、そういうのは備えるべきだと思っています。だから条例の改正にあわせて、もうちょっと流動的に何が起こるのかということをお存じいただいて、10月1日からですので、ぜひそのような手だてをとっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 答弁はよろしいですか。

○14番（平田梯子君） はい。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第70号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第71号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた

します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第72号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） この条例の中に離島その他の地域とございますが、これは朝倉市の条例として離島がないから、その他の地域というところはどのようなところを考えながらつくられたのかというのをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） 離島その他の地域と申しまして、朝倉市には御存じのとおり離島はございませんけど、その他の地域は、離島と比較するような交通不便な、そういう提携するような保育所が周りにすぐないような、距離的にかなり遠い場所を想定いたしております。今現在では特定の地名を上げことはちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） もう1件、お尋ねいたします。72号議案と74号議案の関連性について、どちらで質問したらいいのかわかりませんので、おわかりでしたらちょっと御説明願います。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） 72号議案につきましては、家庭的保育等の事業でございます。これにつきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいいますけど、この事業を行うための基準ということでございます。これにつきましては、来年の4月1日からこういう事業を市町村が認定するというようなものでございます。そのために必要な基準を定める条例でございます。

74号議案につきましては、朝倉市の特定教育・保育施設、これは施設型給付の支給ができる施設ですね、いわゆる認定こども園、幼稚園、保育所で施設型給付ができる施設と特定地域型保育事業、72号で設備及び運営に関する基準ということで決めました、先ほどお話ししました家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に対して地域型保育給付費を支給するというものでございます。

そういう意味でわかりやすく言いますと、72号議案で認定の基準を示しまして、74号議案でそれに対する給付費を支払う基準を定めるものでございます。ですから72号議案のほうは、どちらかというとハード面ですね、設備等の基準でありまして、74号議案は、それがちゃんと給付に足る施設であるかという意味でのソフト的な確認の条例というふうに認識いたしております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第73号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 議案書の57ページなんですけども、市長は最低基準を超えて、その運営を向上させるように勧告することができるというふうに書いてあります。朝倉市も学童保育所、既に幾つかあるわけなんですけれども、この最低基準というのは具体的に何か、どういったものをお考えになってあるのか、ありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） ここで言う最低基準はハード面とソフト面と両方あると思います。わかりやすい例で言いますと、例えばハード面でございますけど、基準として例えば児童1人当たり、おおむね1.65平米、ここはおおむねという表現がついております。そういう意味では、基本的に、例えばぎりぎりぐらいたったらその基準を上回るような指導とか、そういうふうな形で担当課のほうとしては理解しておりますし、そういう基準を守っていただくような指導をやろうというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 2点質問いたします。

1点は、先ほどの基準でございますが、実は公設民営なんですけど、公設民営をやっていると児童数がふえたりして、ここに基準が書いてあります。むしろこの先ほどの基準に関しましては、公設をしてらっしゃる行政のほうにぜひこれを遵守していただきたいというふうな思いも持っています。

2点目ですが、指導員の件です。今、実態としましては、公設民営の中で自分、保護者が指導員を選んだり、頼んだりいたしております。今度の指導員の資格は3年間保有ということでありまして、非常にハードルが高くて、本当は学童保育が教育の面にまで入ったなということで喜ばしく思っておりますけれども、果たしてそのような方をお願いできるのか。というのは、最低賃金以下の、すれすれで雇っているときに質の確保ができるのかということで研修制度を協議会を設けて、研修をぜひお願いしたところでございますが、質の向上はしなくてはいけないんですけど、これだけということで、その私たちの実態を踏まえてこの条例改正であるのか、この条例が改正されたら、今後どのような方向で学童保育を維持していかれるのか、お考えをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） 基本的にここに条例案として出しておりますこの基準は、国が定める基準ということでございます。ほとんどその基準を市独自に変えてる部分

というのはほとんどございません。そういった中でこういう基準が守れるような形で、若干期間の猶予というのはございますけど、指導はやっていきたいと、またそれに対する予算措置等も必要であればやっていきたいなというふうには考えてるところでございます。

それと指導員につきましてでございますけど、この中の基準として、例えば資格として、保育士とか教師とかという部分もありますけど、それとは別に来年の4月以降でございますけど、県あたりが開催いたします研修会、今のところ、ちょっと国のほうの指導もあやふやな部分もありますけど、新聞等によりますと、例えば24時間の研修とか、15時間の研修とか、まだちょっと詳細ははっきりいたしませんけど、そういう研修を受ければ、いわゆる学童の指導員足り得る資格を持つというふうな形ではございます。

そういう意味ではそういった資格を持つような研修を進めたいというのが1つと、必ずしもこの資格がないと指導員といいますか、なれないわけではなくて、最低資格を持っている方はお一人以上いれば、それ以外の方は地域の中で子育てとかの経験がある方でお手伝いしていただいてもいいという中で、あとは実際、学童にお勤めされながら研修を受けて、資格を取得していただくというふうに担当課のほうとしては考えてるところでございます。

ただ、来年以降の研修については、まだ詳細が担当課のほうにもおりてきておりませんので、なかなか御説明ができづらいところがございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） その研修の件ですが、条例化されるということは我々は守らなくてはいけないことであろうと思ってます。研修でもいいということでございますが、今、指定管理でございますので、研修費に関して、それから研修に行った場合は、その時間、指導員が現場にいないわけですね、そのあたりも考慮しての指定管理費を組んでいただけるのかどうか、自己負担となるとなかなか限られた指定管理費の中では、それでも低い賃金で雇ってますので、そのあたりの考慮もされての条例改正でしょうか。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） 直接的に例えば研修に何回行くから、その分の費用が幾らで、その分が幾ら加算になるというような指定管理料の計算の仕方というふうにはなっていないでございます。ただ、実態といたしまして、それぞれの学童保育所、わずかながら黒字を出してたりしてる分もございますので、そこら辺、含めて、個別に協議はさせていただきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第74号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 議案書の72ページ、第8条ですが、市町村が確認をするようなことが書いてあるんですけども、これ具体的にはどういった作業をするんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） ここに種々の基準がある中で、そういう子供の保育をいわゆる正しくといいますか、子供の成育状態にあわせてやられているかというような確認でございまして、ここの表現が確認というふうになっているのは、1つは、例えばこの確認と申しますのは、例えば保育所に関しても確認して、施設給付を出すようになっております。ところが保育所の認定といいますか、認可については、権限は県の権限でございまして、そういう意味でいわゆる給付費、要は支払うのに足りるような、そういう業務になってるかという意味での確認という表現になっております。これはここの74号議案全てにおいてそういうふうな表現になってます。これは許認可権限との関係で確認という表現になっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） たしか子ども・子育て支援法が最初できたころ、保育の必要量の認定を行う、市町村が行うということがございましたが、そのことについてお尋ねいたします。

それから、2点目は、その認定に従って保育料が保護者に給付されるんですが、その給付費を多分、保育所に払うんだろーと思います。施設型の場合は施設型として一括して給付されるんですが、そのお金と国の補助金と、2分の1の補助金と、あと交付金があると何か読んでましたら書いてございましたが、この交付金は保育所個別の交付金なのか、それとも一般、地方交付税の中に入ってくる交付金なのか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） まず保育の必要量でございますけど、これにつきましては、昨年から子ども・子育て会議を開催いたしましてニーズ調査をいたしまして、今、その会議の中で議論をさせていただいてる途中でございます。

この保育のニーズ量といいますのは、例えば朝倉市ではございませんけど、大都市あたりでは待機児童がいるというような形では保育のニーズがいっぱいあって、保育所が足りないと、そういうところについては保育所から認可があったら、基本的に条件が合えば認可はしなさいよというような、そういうふうに導くものでございまして、朝倉市においても、一応、そのニーズ量の調査はいたしております。

ただ、待機児童はいませんが、それ以外の地域の保育ニーズは個別のやつはありますので、この会議の中で議論させていただいて、ニーズ量の見きわめをして、そういう意味での来年の4月からの新しい計画に反映させていきたいというふうには考えております。

もう1点、措置費とかの財源の関係ではございますけど、例えばこれが市町村の負担分については、交付税措置をするかしないかというようなことにつきましても、財務省あたりへ要求するというふうな話は聞いておりますけど、具体的な部分については協議の中でというふうになっております。

それと、あと施設に給付するやつについても、基本的な部分としては仮の単価が今、いろんな施設とか担当のほうにおりてきております。これは仮の単価で試算してどうかぐらゐの話でございまして、この額が本当に予算化されて、給付費としておりてくるのかというのは、極端なことを申しますと、国のほうの年末の財務省との折衝及び2月の決定までちょっとははっきりした額は不明な部分がございます。

ただ、言われてますのは、ほぼ現状の数字より下がるようなことはしないみたいな話です。これは不確かな話ではございます。ですからもう財源につきましても、そういう意味で国のほうとしてこういう新制度に充てる財源は、一応7,000億円というような総額の話は来ておりますけど、個別具体的な国からのそういう施設給付費の個別明細については、今のところ、まだおりてきてないと、仮の数字しかおりてきてないという状況でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 大変な仕事であろうと、今、お話し伺いながら聞いていたんですが、地域間格差が出るんじゃないかということもございます。ぜひお金に関しましては子育てということを十分に考えて確保していただきたいと思っておりますが、もう1つ、最初の保育の必要量に関しまして、協議中ではありますが、もう少しお尋ねしたいと思いますが、これは個人個人によって必要量が認定されるということだったと思ってます。これは年間通じて、例えば私が保育を必要とする場合、自分の子供を保育してほしいという場合、年間通じるのか、私の保育に欠ける時間によって認定していくのか、そのあたり、保育所に対するいわゆる施設給付にもそれはお金に換算されるときに算定基準になると思いますが、そのあたりはどのように討議してらっしゃいますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） 今度、新しい制度になりますときに、一人一人認定と申しますか、そういうやつを発行いたしまして、その認定が今までだったらわかりやすく言いますと保育に欠ける、保育所に入所できる人か、そうでないかという単純な話でございましたけど、今度につきましては、保育所に入所の場合でも、ちょっと表現は悪うございますけど、短時間保育といいますか、基本保育という部分と長時間保育という形の2種類に認定になります。それは保護者の方の例えば勤務時間等でそういうふうな2種類の認

定になるというふうな制度ということで国のほうから通知は来ております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私は安定的な経営ができるかということで、それが子供に、子供の保育に対する影響してくると思いますからしつこくお尋ねするんですが、そうすると安定的な経営がちょっと難しい、私が経営者であれば非常に懸念される場所であろうと思うんですが、今、会議でそのような話があってどのような、朝倉市としての何か方針、この条例ができたならもうそのとおりやらなくちゃいけないので、市町村としてのこういうところを努力しようとかいう話はあっているのですか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 子供、いわゆる来年度からスタートする新しい保育所の関係ですけども、先ほど課長、説明いたしましたように、いわゆる長時間保育と、いわゆる保護者の何ていいますか、働き方によって長時間保育と短時間保育というふうに、まず2つに分けられる。現在は私立の保育所にはいわゆる施設運営費、いわゆる給付費を払ってます。その給付費も今度新しく来年度からはいわゆる通常の長時間用の給付費の額、それと短時間は短時間用の給付費のいわゆる基準額ですね、こういったものが示される予定になっております。

最終的に例えば何人から何人ぐらいの児童数だったら幾らの給付費、いわゆる運営補助費といえますか、そういったものが国の基準として決まってきますから、そういった中からいわゆる保育所の運営費というのは払っていくことになるかと考えてます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第75号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第76号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第77号議案字の区域の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第65号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査をいただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、25日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時8分散会